

前側三面に貼付するガラスフィルムについてのお知らせ

近年、車検対応品として販売されているフィルム(七色に光を反射する物等)を貼付している車両が散見されますが、経年劣化等により保安基準に適合しないケースが報告されておりますので下記のとおりお知らせいたします。

【事例】

- ・街頭検査で可視光線透過率を測定したところ保安基準不適合であったため整備命令が出された。
- ・陸運事務所での検査で保安基準不適合となった。

自動車の前面及び運転席、助手席のガラスに貼付しているフィルムについては、可視光透過率70%以上で保安基準に適合となります。

可視光線透過率測定器で確認している事業場もあるかと存じますが、測定器には器差等があるため測定値が閾値近くの場合は保安基準に適合しない可能性があります。

可視光線透過率測定器による判断には十分ご注意ください。

尚、指定事業場においては陸運事務所への持込検査を推奨いたします。

※ 可視光線透過率測定器は、あくまで数値の目安としてご使用ください。

